

公共政策大学院

講義要綱

平成 19 年度
(2007 年度)

東北大学法学研究科
公共政策大学院

公共政策大学院

授業科目一覧

公共政策大学院 平成 19年度授業科目一覧

授業科目	単位	責任教員	開講学期	配当学年	週授業回数	備考	頁
(1)公共政策ワークショップ I							
プロジェクトA	12	原田	通年	M1	3コマ		1
プロジェクトB	12	佐分利	通年	M1	3コマ		4
プロジェクトC	12	西村	通年	M1	3コマ		6
プロジェクトD	12	澁谷	通年	M1	3コマ		8
(2)公共政策ワークショップ II							
政策モジュール I ~VI	12		通年	M2	3コマ		10
(3)コア・カリキュラム							
統治機構の動態分析	4	牧原	前期	M1,2	2コマ		11
国際社会の変容とグローバル・イシュー	4	大西、戸澤	後期	M1,2	2コマ		14
経済学理論	4	鴨池	前期	M1,2	2~3コマ		15
財政学	2	阪本	*	M1,2	*		17
リスク社会の科学と政策	4	坪野	後期	M1,2	2コマ		19
(4)公共法政策通論							
公共法政策通論 II	4	澁谷	通年	M1,2	隔週2コマ		21
(5)リサーチ・メソッド							
政策調査の技法	2	坪野、牧原、戸澤、金谷	*	M1	*		23
(6)政策体系論							
政策体系論 政策実務A (財務政策体系論)	2	渥美	前期	M1,2	1コマ		25
政策体系論 政策実務B (国際人権・刑事法政策体系論)	2	西村	後期	M1,2	1コマ	法科大学院と合同	27
政策体系論 政策実務C (食料・農業・農村政策体系論)	2	松原	前期	M1,2	隔週2コマ		29
政策体系論 政策実務D (安全政策体系論)	2	生田	後期	M1,2	隔週2コマ		31
政策体系論 政策実務E (地方自治政策体系論)	4	原田	前期	M1,2	2コマ		32
(7)展開科目							
地域社会と公共政策 I	2	生田、西久保	通年	M1,2	隔週1コマ		34
地域社会と公共政策 II	6	生田、西久保	通年	M1,2	1~2コマ		34
実証研究入門演習	4	森田果	通年	M1,2	1コマ	学部・研究大学院と合同	36
租税法原論	2	澁谷	後期	M1,2	1コマ	研究大学院と合同	38
実務労働法 I	2	水町	*	M1,2	*	法科大学院と合同	39
実務労働法 II	2	水町	後期	M1,2	隔週2コマ	法科大学院と合同	41
社会保障法	2	嵩	前期	M1,2	1コマ	法科大学院と合同	43
経済法実務	2	鈴木	後期	M1,2	隔週2コマ	法科大学院と合同	45
経済法理論	2	鈴木	前期	M1,2	隔週2コマ	法科大学院と合同	47
環境法 I	2	西久保	前期	M1,2	1コマ	法科大学院と合同	49
環境法 II	2	大塚	*	M1,2	*	法科大学院と合同	51
金融法	2	弥永	*	M1,2	*	法科大学院と合同	52
トランシナショナル情報法	2	芹澤他	後期	M1,2	1コマ	法科大学院と合同	54
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1,2	1コマ	法科大学院と合同	56
現代政治分析	4	川人	後期	M1,2	2コマ	研究大学院と合同	58
比較政治学 I	2	横田	前期	M1,2	隔週2コマ	研究大学院と合同	59
比較政治学 II	2	横田	後期	M1,2	隔週2コマ	研究大学院と合同	60
ヨーロッパ政治史	4	平田	前期	M1,2	2コマ	学部・研究大学院と合同	61
西洋政治思想史	4	柳父	通年	M1,2	1コマ	学部・研究大学院と合同	63

注: *は集中講義である。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

責任教員：原田 賢一郎

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

「平成の合併」後の基礎自治体における地域自治組織のあり方の再検討

<目的>

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権推進一括法の施行（2000年4月1日）により、我が国における地方分権改革は第一歩を踏み出した（「第1次分権改革」）。そして、これと並行する形で、市町村の規模・能力の拡充を図るため、市町村合併が国を挙げて強力に推進され、その結果、1999年3月31日時点では3,232市町村（うち市670、町1,994、村568）であったものが、2007年3月31日時点で1,804市町村（うち市782、町827、村195）にまで統合・再編されることが予定されている。いわゆる「平成の合併」である。

この「平成の合併」は、昭和20年代末から30年代半ばにかけての「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏の拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏まえつつ、第1次分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有し、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体である「基礎自治体」を形成するために、市町村を再編成する動きととらえることができる。

その一方で、地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりでなく、住民自治が重視されなければならないところ、「平成の合併」後の市町村は総じて規模が大きくなることから、様々な方策を検討してその充実を図る必要がある。また、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となっており、このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に發揮する仕組みをつくっていくことも、これから市町村に求められる重要な機能のひとつであると考えられる。

こうしたことから、市町村内の一定の区域を単位とし、「住民自治の強化」や「行政と住民との協働の推進」などを目的とする組織として、「地域自治区」又は「合併特例区」と称する地域自治組織を市町村の判断で設置することができる法制度が2004年に創設され、それに基づきこれらの地域自治組織を設置する市町村が見受けられる。また、これら法定の地域自治組織とは別に独自の地域自治組織を設置している事例も見受けられる。

しかしながら、これらの地域自治組織が、「住民自治の強化」や「行政と住民との協働の推進」などといった所期の目的を達するものとして機能しているかどうかは必ずしも明らかではないと思われる。

そこで、本ワークショップでは、①これらの地域自治組織の現状分析、②当該現状分析を踏まえた課題の抽出、③当該課題を解決する上で現行の法制度やその運用等が抱える問題点の提示、④当該問題点の解決方策としての政策提言を行い、もって現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力を養成することを主たる目的とする。

＜授業内容・方法＞

概ね以下の順で進めることを想定しているが、具体的な内容及び進め方については、参加者がグループ内の討議を通じて主体的に検討し、決定する必要がある。なお、宮城県内の特定の合併市町村（現在、宮城県総務部市町村課の協力を得つつ調整中）と協力関係を構築し、当該市町村の職員や住民に対してヒアリング調査等を繰り返しを行い、それらを踏まえてグループ内で検討した政策提言の案をヒアリング先の人々等に対して投げかけることを通じて、より実現可能性の高い案に鍛え直していくなどといった過程を経ることは不可欠である。

(1) 地域自治組織の現状分析

例えば、1999年4月1日から2007年3月31日までの間に合併した全国の市町村（563団体）に対するアンケート調査や宮城県内で合併した市町村（9団体）に対するヒアリング調査などを実施することにより、地域自治組織を設置していないならばその理由も含めて現状を分析する。

(2) 当該現状分析を踏まえた課題の抽出

(1)の現状分析を踏まえて、例えば「住民自治の強化」や「行政と住民との協働の推進」などといった観点からみた課題を抽出する。

(3) 当該課題を解決する上で現行の法制度やその運用等が抱える問題点の提示

まず、地域自治組織に関する現行の法制度（「地域自治区」制度及び「合併特例区」制度）について、文献を通じて制度創設の背景等も含めて内容を把握する。その上で、これら法定の地域自治組織を設置している主として宮城県外の市町村に対するヒアリング調査などを実施することを通じて、現行の法制度やその運用が抱える問題点を提示する。併せて、独自の地域自治組織を設置している宮城県内外の市町村に対するヒアリング調査などを実施することを通じて、それらが抱える問題点も提示する。

(4) 当該問題点の解決方策としての政策提言

(3)で提示した問題点の解決方策として、諸外国の事例等も参考にしつつ、宮城県内の特定の市町村に対して効果的かつ実現可能な政策を提言する。また、必要であれば現行法制度の改正案の骨子を提示することまで行う。

＜教科書・教材＞

ワークショップを進めていく過程で、必要な文献を適宜紹介する。

＜成績評価の方法＞

グループの一員として分担する役割を果たす際の各学生の活動状況（取組姿勢やグルー

プに対する貢献度を含む。) 及びワークショップ最終報告書の内容（これに関するプレゼンテーションの内容を含む。）を総合的に評価して行う。

<その他>

このワークショップでは、現状分析や課題・問題点の抽出・提示、政策提言を行う能力に加えて、作業スケジュールを的確に管理する能力、分かりやすく正確な文書を作成する能力、効果的かつ説得的なプレゼンテーションを行う能力、有意義なヒアリング調査を行う能力などを養成することもねらいとして実施する。

いずれにしても、自治の現場が抱える具体的課題について、自ら悩み、考えることを重視したいと考えているので、そうした分野に関心があり、積極的に活動する意欲のある学生の参加を期待する。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）

責任教員：佐分利 応貴

配当学年：M1年

開講学期：通年

週間授業回数：3回

「地域活性化」の一般法則の研究

＜目的＞

少子高齢化や地方財政の逼迫等による地域の活力の衰えが問題とされている。このため、政府においても、内閣に「地域再生本部」を設置し、地域再生法（平成17年）等により地域経済の活性化と地域雇用の創造を推進している。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaiseindex.html>

だが、本当に地域は活性化しているのか、それは計測・評価できるものなのか、成功の秘訣は何か、自分の街や地域を活性化するにはどのように診断・治療をすればいいのか。

地域再生本部の策定した「地域再生基本計画」（平成17年4月決定、平成18年2月改訂）においては、地域再生には人づくりが重要であり、人づくりのためには「地域の知と人材が集積する拠点」である大学と地域が連携することが必要だとされている。本ワークショップは、“地域の知と人材の集積する拠点”として、地域活性化に関して責任教員等の幅広い経験を生かした日本最先端の研究を展開し、地域の「活性度」指標を作成するとともに、成功要因・失敗要因等の一般法則を明らかにすることを目的とする。

＜授業内容・方法＞

① ワークショップ運営手法

約1年に及ぶワークショップの運営を学生自らが主体的かつ円滑に行うため、その基本原則（ワークショップ運営手法=ロジ・サブの扱い、衆議統裁の原則、ファシリテーション・スキル等）を学習する。

② 問題解決手法

地域の具体的な問題に取り組む際に必要とされる

- i) 基本的な手法（問題の発見、定義、目標の設定、原因の究明、対策の立案、実施、測定・評価、再発防止など）
- ii) 基本的な考え方（社会医学=社会病理論、社会解剖論、社会生理論、社会診断論、社会薬理論、社会看護論、社会免疫論など）
- iii) 実践スキル（戦略的思考、リーダーシップ、プレゼンテーション、コミュニケーション、ネゴシエーションなど）
等につき、ケース・スタディなどを交えながら学習する。

③ 地域の現状把握と先進事例収集、モデル構築

まずは自らの出身地の現状を調査し相互に報告する。次に、調査対象となる地域を自ら

設定し、当該地域の実地調査（現地視察、住民や行政へのインタビュー）等により地域の抱える問題を発見・定義するとともに、先進事例とされる他地域との違いを考察し、地域活性度の策定や、成功要因・失敗要因のモデル化・一般化を行う。

④ 支援策の把握

現在国や自治体により行われている地域活性化のための取組・支援策について体系的に整理し、各施策の効果について測定・評価を行う。また、国や自治体以外の主体（N P O や企業など）による地域活性化のための取組についても合わせて調査を行う。

⑤ 具体的な政策提言の策定・実施

以上を総括して当該地域の活性化のための具体的な政策提言を策定し、地域における実現を図る。（フォローアップ体制も提言の中に含める。）学生には、約1年間に及ぶ活動・交流を通じて、当該地域の問題が少しでも解決・改善されることが求められる。

<教科書・教材>

必要に応じ参考資料及び文献等を紹介する。（学生側にも、自らの得意分野における参考文献の紹介が求められる。）

<成績評価の方法>

成績評価は、

- ① 課題に対する各学生の日常的な活動状況（自らの活性度＝意欲・プロセス・結果）
- ② チームへの貢献度
- ③ 中間発表及び最終報告の内容

（妥当性、実現可能性、効果、持続可能性、先方の満足度）

を総合的に勘案して行う。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

責任教員：西村 篤子、ほか1名

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

「東アジアにおける地域協力：日本の平和と繁栄を実現するための推進の方途」に関する政策提言（仮題）

<目的>

冷戦後の国際社会における大きな変容の中で、グローバルなガバナンスの整備・強化の努力とともに、東アジアにおいても、経済分野のみならず非伝統的安全保障分野等を含むさまざまな分野において地域レベルでの対応の強化の動きが顕著になり、「東アジア共同体」の構築、およびそこにおける日本の主導的役割が具体的な政策課題として検討・議論されるようになってきている。今後、日本が位置する東アジア地域においてどのような制度的枠組みや具体的協力を進めていくか、またいかが、主要なアクターのポジショニングが大きく変わろうとする21世紀前半の国際社会において、日本の平和や繁栄を実現する上で極めて重要な課題であり、近年の動きの加速化を踏まえれば喫緊の課題と言える。本ワークショップにおいては、経済面のみならず、非伝統的安全保障分野を含めた政治面、社会・文化面も視野に入れて、現在さまざまな議論が行われている東アジアにおける地域的協力を、今後日本としてどのように進めていくべきかについて検討し、具体的な政策提言を行うことを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 本テーマの対象、関連分野は多岐にわたるが、おおむね以下のような手順で、基本的な論点や全体的な問題状況の把握と具体的な各論についての掘り下げを行っていくことを考えている。

(1) 東アジアにおける地域協力や共同体構想について、その背景、経緯、現状と課題について、基本的な制度的枠組みの整備の状況、主要分野（貿易・投資・金融等の経済分野、非伝統的安全保障や人間の安全保障を含む政治・安全保障分野、社会・文化分野等）ごとの進展の特徴を把握しながら、分析・検討する。その際、常に東アジア地域のみならず、グローバルな国際社会における動きを踏まえた検討を行うよう留意する。

(2) 東アジア地域協力の全体的な構図を意識しながら、今後日本が主導的役割を果たしていくべき分野、あるいは日本の「国益」と「地域益」とを整合させていく上で特に日本が留意すべき分野等を抽出し、問題点の把握と具体的な政策についての検討を行う。その際、この地域の他の主要なアクターとの関係という視点を踏まえるよう留意する。

(3) 上記の検討を踏まえ、さまざまな選択肢が考えうる今後の東アジア地域協力の進め方について、日本の平和と繁栄を実現する観点からのグループとしての評価を行うとともに、具体的な各論についての政策提言をとりまとめる。

2. 本テーマに関する近年の動きの加速化の中で、常に国際社会の現実の動的な事象を踏まえた検討を行うことが重要である。本ワークショップにおいては、このような国際社会の動向・議論を適切に反映させた検討をおこなうよう心がけることとする。また本テーマに関する対外的な政策の実施・推進の検討にあたっては、日本国内の関連分野への影響・関係等の日本の国内的施策も視野にいれる必要があることに十分留意する。

<教科書・参考書>

ワークショップを進める中で適宜文献・資料等を紹介する。

<成績評価の方法>

ワークショップへの取り組みの姿勢を含む各人の活動状況、グループへの貢献度及び、成果物の内容・プレゼンテーションを総合的に評価する。

<その他>

本ワークショップでは、国際的なテーマを扱うワークショップであるため、実地調査等の面で必ずしも容易ではないとの制約はあるが、講師の招聘等による関係者への接触、インターネット等を利用して、できる限りその制約を乗り越えたいと考えている。(条件が整えば、学術交流協定の締結校である韓国の国民大学等へも実際に赴き、関係者へのインタビューや意見交換等を行うことも検討している。)「東アジアにおける地域協力」という日本にとっての現実の政策課題の検討を切り口として、グローバルな課題への対応、今後の国際社会における日本のポジショニングや、日本の国の方針等についての幅広い視野を培いつつ、現実的な政策提言を行う能力を養成できるよう期待している。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

責任教員：渋谷 雅弘、ほか1名

配当学年：M1年

開講学期：通年

週授業回数：3回

地方自治体の独自課税

<目的>

近年、地方自治体における独自課税の動きが活発化している。その背景としては、地方分権の拡大や、地方財政の悪化等が挙げられる。独自課税の中には、産業廃棄物課税や森林環境税のように、地方自治体に広く普及しつつあるものも生まれている。また、複数の地方自治体が連携して独自課税を実施するというこれまでにない動きもみられる。

東北地方においてもこの点は同様であり、北東北3県の連携による産業廃棄物課税の導入は注目に値する。また、宮城県においても、平成17年度より産業廃棄物税が導入されており、現在も独自課税についての検討が行われている。

しかし、その独自課税の内容に対しては、課税対象の当否、執行体制、税収の使途等について問題点が散見され、批判も少なくない。

本ワークショップでは、地方自治体の独自課税について、その経緯と現状を正確に認識し、その問題点を把握し、それに対する具体的な政策提案を作成することを目的とする。

<授業内容・方法>

本ワークショップは、おおむね以下のように進める予定であるが、具体的な方法は参加者自身で考える。

1. 地方自治体の独自課税の経緯と現状

まず、テーマについての基礎知識を身につける。具体的には、税制の基礎と地方税のあり方、独自課税の代表例である産業廃棄物税及び森林環境税の趣旨と仕組み等、他の注目すべき例などについて学習する。

2. 検討対象の絞り込みと問題点の把握

独自課税の範囲は非常に広いので、その中で特に検討対象とするものを限定し、それに対して評価を行い、理論的・実際的な問題点を把握していく。

3. 政策提案の作成

発見した問題点に対応して、課題を設定し、それを実現するための具体的で実行可能な政策提案を作成していく。政策の中身だけではなくプロセスについての検討も求められる。

なお、以上の検討においては、文献調査にとどまらず、現場のリサーチや関係者へのヒアリングなど、様々な作業が必要になる。これは宮城県庁の協力を得ながら進めていく予

定であるが、さらに参加者自身が、主体的に必要な作業を考え実施していくことが求められる。

<教科書・教材>

必要に応じて授業中に指示する。税制に関して特に参考となるテキストとして、金子宏『租税法』（弘文堂）、各年版『日本の税制』（財経詳報社）がある。

<成績評価の方法>

ワークショップにおける活動状況を中心とするが、その他にも最終報告書の内容、報告会におけるプレゼンテーション等を総合的に評価する。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

開講学期：通年

週間授業回数：3回

<目的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

<授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップⅠ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し、審査を受ける（1月中旬目処）。なお、3月に最終報告会を行う予定である。

「公共政策ワークショップⅠ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップⅠ」とは異なり、当初から特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

<教科書・教材>

ワークショップの進め方については、『2007年度公共政策ワークショップ・ハンドブック』を参照されたい。

個別テーマについては、独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

<成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や口述審査の結果を下に成績を評定する。

授業科目：統治機構の動態分析（4単位）

担当教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週間授業回数：2回

<目的>

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的効果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に日本で現在進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域がいかなる方向へ変化しつつあるのか分析していく。

<授業内容・方法>

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、講義形式で解説を加える。その後に演習形式で、割り当てられた学生が講義で説明を受けた理論の観点から必読文献を分析して発表する。その発表をめぐって討論を行い、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の諮問機関等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。したがって、議事内容にも目を配りながら報告書を分析していく。学期終了後、学生は報告内容をさらに発展させたレポートを提出する。

授業内容及び各回の必読文献は以下の通りである。これらについては履修学生の人数・関心等に応じて、若干の組み替えを行うことがありうる。また、現在進行中の諮問機関については、その最終結果が公表され次第、講読文献に組み入れていく予定である。

(1) はじめに：政治の言葉・政策論争・行政の「ドクトリン」

Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*, Dartmouth, 1991, Ch.1

上野千鶴子+大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」(上野千鶴子編『ラディカルに語れば…』平凡社、2002年)

(2) 政権交替と「行政の中立性」

辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年、第1章

新しいリーダーとともに歩む会『マニフェスト2005 子どものしあわせが広がるまち』

2003年総選挙民主党マニフェスト

Labour Party, Britain will be better with new Labour, 1997

(3) 制度としての国会・裁判所

大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141巻6号

Ran Hirschl, "The Political Origin of Judicial Empowerment through Constitutionalization: Lessons from Four Constitutional Revolutions", *Law and Social Inquiry*, Vol. 25, pp.91-147.

参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000年4月26日

司法制度改革審議会『意見書』2000年6月12日

(4) 内閣

Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University Press, 1972, Ch.2.

首相公選制を考える懇談会『報告書』2001年8月7日

(5) 省序制

牧原出『内閣政治と「大蔵省支配』中央公論新社、2003年、第1章

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

(6) 調整とセクショナリズム

Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution, 1998, Ch.2.

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

(7) 地方自治と政府間関係

西尾勝「分権型改革の到達点と課題」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想1 課題』岩波書店、2002年)

第28次地方制度調査会関係資料

地方分権21世紀ビジョン懇談会『報告書』2006年7月3日

(8) 公務員制

Sylvia Horton, "Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector", *International Journal of Public Sector Management*, Vol.13, No.4, 2000.

閣議決定『公務員制度改革大綱』2001年12月25日

行政改革推進本部専門調査会関係資料

(9) 民営化と特殊法人改革

Christopher Hood et al., *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters*, Oxford University Press, 1999, Ch.1.

道路公団民営化推進委員会『意見書』2002年12月6日

郵政民営化に関する有識者会議議事録等

(10) 財政

アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972年、第1・2章
閣議決定『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』2006年7月7日

(11) 外交

ハロルド・ニコルソン『外交』東京大学出版会、1968年、第1章

Brian Hocking, "Foreign Ministries: Redefining the Gatekeeper Role", in idem (ed.) *Foreign Ministries: Change and Adaptation*, Macmillan, 1999.

外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002年7月12日

(12) 規制

Martin Lodge, *On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany*, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.

伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年、序章・終章

閣議決定『規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申』2006年12月25日

(13) 警察と倫理

Mark H. Moore, *Creating Public Value*, Harvard University Press, 1995, Ch.3.

警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』2000年7月13日

(14) コミュニティ・国家・グローバリゼイション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会『報告書』2001年12月24日

閣議決定『男女共同参画基本計画（第2次）』2006年12月27日

(15) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, *Public Management as Art, Science and Profession*, Chatham House Publishers, 1996, Ch.6

牧原出「憲政の中の『内閣官僚』」（坂野潤治他編『憲政の政治学』東京大学出版会、2006年）

<教科書・教材>

上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるものの他は、当方で用意する。また、あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書としては以下のものが有益である。

西尾勝『行政学 新版』有斐閣、2002年

西尾勝・村松岐夫編『講座行政学1～6』有斐閣、1994年

升味準之輔『日本政治史4』東京大学出版会、1988年

北岡伸一『自民党』読売新聞社、2005年

<成績評価の方法>

演習での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

授業科目：国際社会の変容とグローバル・イッシュ（4単位）

責任教員：大西 仁、戸澤 英典

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週間授業回数：2回

詳細は追って掲示する。

授業科目：経済学理論（4単位）

責任教員：鴨池 治

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週間授業回数：3回

<目的>

この授業では、経済政策の基礎となるマクロ経済学（金融を含む）およびミクロ経済学を講義し、その内容を実際の政策に応用できる能力を涵養することを目的とする。授業評価シートを読むと、公務員試験を受験する受講者が多いので、過去の試験問題等を授業中あるいは宿題で解くことを要請し、経済学の試験問題を解く能力を高めることも目的とする。公務員試験の前に講義が終わるよう、前期、週3コマずつ授業を行う。

<授業内容>

過去に経済学の授業を受講していない学生がいることを考慮して、マクロ経済学、ミクロ経済学の宿題をそれぞれ数回ずつ課す。授業は、通常の講義と試験問題の解説・解答をほぼ半々行う。主な内容は、以下の通り。

1. マクロ経済分析

国民所得…GDP、国民所得の概念、国民所得の決定理論、

市場均衡…財市場、金融市場、労働市場、

経済政策…財政政策、金融政策の効果

開放マクロ経済学…マンデル=フレミング・モデル

経済成長…ハロッード=ドーマー・モデル、新古典派モデル

産業連関分析

2. ミクロ経済分析

経済主体の行動…家計、企業、政府

市場均衡…効率的な生産、分配の問題、

独占市場、寡占市場

市場の失敗と政府の失敗

<教科書>

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶマクロ経済学』第2版、実務教育出版、2001年、本体1400円+税。

幸村千佳良著『公務員試験・はじめて学ぶミクロ経済学』第2版、実務教育出版、1998年、本体1300円+税。

<参考書>

中谷 巍著『入門マクロ経済学』第4版、日本評論社、2000年、3150円。
武隈眞一著『ミクロ経済学』増補版、新世社、1999年、2850円+税。

<成績評価の方法>

出席、宿題、小テスト、期末テストを総合判断して評価する。

授業科目：財政学（2単位）

責任教員：阪本 崇

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目的>

財政学は伝統的に租税論、経費論、予算論、公債論の4つを主要な研究領域とする学問とされてきた。しかし、経済社会の急速な変化を反映して、その機能を多様化させつつある現代の財政は、以上の4つの領域には容易に分類することのできない機能を含むようになっている。そのため、財政を「貯金箱（piggy bank）」になぞらえる N. Barr に典型的にみられるように、財政を分析する視点も多様化している。

本講義では、このように変化しつつある財政について、その今後の展開を自らの視点から分析するために必要な知識と、考え方を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

5日間の集中講義であることを考慮して、授業を以下で示す5部で構成する予定である。ただし、受講生の予備知識や理解度に応じて進度や順序を調整する可能性があることをあらかじめ断っておきたい。

① 財政学の哲学的・分析的フレームワーク

ひとくちに財政学といっても、多様な学派を含み、その背景となる思想も異なっている。そうした思想的背景にも触ながら、最初にこれらの学派がそれぞれ何を財政の主要な問題と捉えてきたのかについて考えることで、財政学の問題意識を明らかにする。

② 変貌する財政—経費膨張の法則と公共選択論

時代の流れの中で変貌する財政を捉える視点の一つとして、国民経済に占める財政の相対的規模がある。本講義では、「ボーモルの病」とよばれる経済のサービス部門の費用高騰現象を中心に、財政の相対的規模の変化が財政システムに及ぼす影響について考える。

③ 財政支出と財政の機能

財政の支出側面は、財政の機能と直接的に関連しているという点で、財政学を学ぶ上で基礎となる領域である。日本の財政支出の現状と、財政支出の根拠について検討する。

④ 租税と公債

現在の日本はGDPの1.5倍を超える国債残高を抱え、また消費税の増税が議論に上るなど財政の収入側面は重要な政策課題となっている。こうした政策課題の理解に不可欠となる租税原則や租税理論を中心に検討する。

⑤ 財政の新しい展開

PFI やバウチャー制度を典型とする、公共サービスのオルタナティブな資金調達システムや、いわゆる PPP（Public Private Partnership）のいくつかを紹介しながら、

財政の今後の展開について考える。

将来の進路として公務員を志望する受講生も多いということなので、公務員試験に必要となる財政学の基本的な知識から理解できるように配慮して授業を進める。また、公務員試験の頻出問題を授業中の小テストの中で出題する。

＜教科書・教材＞

レジュメを配布して授業を行う。教科書は使用しない。個々の参考文献については授業の中で示すことにするが、主要な参考文献として以下の文献を挙げておく。

- ・ Bailey, Stephen, J., *Strategic Public Finance*, Palgrave Macmillan, 2004.
経済学を専門としない学習者を対象とした、比較的新しい財政学の教科書で、本講義の構成は、本書の構成を参考にしている。
- ・ Barr, Nicholas, *The Welfare State as Piggy Bank; Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*, Oxford University Press, 2001.
財政を将来の不確実性に備えるための piggy bank として捉え、その視点を保険、年金、教育の分野に適用する。
- ・ 能勢哲也『現代財政学 [補訂版]』有斐閣、1998年。
- ・ 重森暁・植田和弘・鶴田広巳編著『Basic 現代財政学』有斐閣、2003年。
- ・ 池上惇『財政思想史』有斐閣、1999年。
- ・ 池上惇『日本財政論』実教出版、2000年。

＜成績評価の方法＞

出席を兼ねた4～5回の小テスト、および授業最終回のレポート提出（90分の授業内で書ける程度の短いもの）によって評価する。

授業科目：リスク社会の科学と政策（4単位）

責任教員：坪野 吉孝

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：2回

<目的>

多様化する健康リスクや環境リスクの問題に対して適切な政策的対応を行うためには、科学的知見が不確実な状況下での意思決定のあり方を理解することが基礎となる。リスクに関する一次情報は、確率の形式で表示され科学文献に報告されるのが通常だが、これらの情報を批判的に吟味し適切に活用するためには、統計データや社会調査の意義と限界を、具体的な経験を踏まえて理解することが重要である。本講義では、主として健康分野と環境分野の諸問題を念頭に置きながら、リスク評価と政策評価を定量的に行うのに必要な知識と技術を習得することを目的とする。

<授業内容・方法>

以下の3項目に関して講義・講読・実習を行う。項目ごとの比重については、受講者の関心と希望を考慮して決定する。

1) リスク論講義・講読

リスクとハザード、因果関係の評価、不確実性下の意思決定、プログラム評価、ケーススタディ。

2) 統計解析実習

PC版統計解析プログラム JMP を用いて、基本的な多変量解析までの理論と実際を学習する。最初に、全員同一のデータを使った実習を行う。続いて、各人の関心分野のデータを使って、仮説の設定と検証からレポートの作成までを行う。PCを使って一人で統計解析を行えるスキルの習得を目指す。

3) 社会調査法実習

小規模の質問票調査を実際にを行いながら、調査の企画・質問票の設計・調査の実施・データ入力・集計・報告書の作成までのプロセスを習得する。

<教科書・教材>

各回の教材はコピーを配布する。

主な参考書として以下を挙げる。

「プログラム評価の理論と方法—システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド」(ピーター・ロッシ他著、大島巣他訳、日本評論社)

「すぐわかる JMPによる統計解析」(内田治、松木秀明、上野真由美著、東京図書)

「すぐわかる JMPによる多変量解析」(内田治、松木秀明、上野真由美著、東京図書)

<成績評価の方法>

成績は、出席、報告の内容、質疑・討論への参加、レポートにより評価する。

授業科目：公共法政策通論Ⅱ（4単位）

責任教員：渋谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：隔週2回

1 本講義の目指すもの

実社会において向き合わなければならぬあまたの実定行政法制度を、法学部或いは大学院法学研究科に在学する学生諸君が学ぶ機会は、意外と少ない。もちろん、大学においても行政法特殊講義の形で、環境法、都市法、金融法といった幾つかの限られた法制度についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な法制度の全体像について、概括的な理解を与えるまでには至っていない。

このため、行政法の通則や行政救済法或いは行政組織法といった分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような行政法制度が関係し、どの様な解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといつても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の実定行政法が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどの様な機能を果たしているのか、といったことを現役の行政官から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実に生じている様々な問題に対して、これらの実定行政法に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの実定行政法がどのような限界を持っているか、さらに現在どの様な方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官を目指す学生諸君に対して、我が国の実定行政法制度の全体像の提示とその横断的検討を通じて、こうした実定行政法の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。

2 講義の内容とスケジュール…オムニバス形式の講義

本講義の対象は、我が国の実定行政法の殆ど全ての分野に及ぶ。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、資源・エネルギー法、通信・放送法、社会福祉関係法、教育・文化法、商工業関係法、中央銀行法・金融法、消費者保護法、警察関係法、防衛・安全保障法、災害関係法、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義（2年間）の形で開講することとしている。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の審議官、課長クラスの幹部行政官が主力であるが、その他、退官後間もない次官、長官等も予定していて、現実の中で機能する活きた行政法制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

講義は、主として現役の公務員によって行われるため、隔週土曜日に開講される。

なお、当大学院では、このオムニバス講義の他に、環境法、都市法、金融法、社会保障法といった講義が別途開設されるため、学生諸君は、ほぼ、我が国の実定行政法制度の全体を把握することができると考えられる。

本講義は、2年間で、行政のほぼ全てにわたる分野を網羅する形で行われるが、本年度（第2年度）の予定は次の通りである。

前期 オリエンテーション授業、通信放送法、金融関係法、資源エネルギー法

後期 中小企業法、消費者法、林業・水産業法、地方自治関係法等

(参考) 第1年度

前期 オリエンテーション授業、農業法、警察法、福祉関係法

後期 都市法、安全保障法、廃棄物関係法、公物関係法

3 教科書

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

4 成績評価

年度末に筆記試験を行って評価する。

5 その他

平成17年度「現代行政法制の横断的検討」を受講し、単位を取得した者は受講できない。

開講は、隔週土曜、3、4限である。

授業科目：政策調査の技法（2単位）

責任教員：坪野 吉孝、戸澤 英典、牧原 出、金谷 吉成

配当学年：M1年

開講学期：集中講義

<目的>

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけではなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

第1に、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることができると目指される。

第2に、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

第3に、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。そのため、4月の授業開始直後の1週間のうち、1, 2, 6限に授業を行うので、時間割を確認してほしい。担当教員と開講場所については、おって通知する。

<授業内容・方法>

授業の第1部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について概説し、加えて特にオンラインでの情報収集の実習を行う。

1. 情報検索一般——新聞記事検索、ネットを利用した検索、それ以外のレファレンス
2. 官庁がソースとなっている情報の収集について
 - (1) 図書・報告書・統計集等（白書、統計集、法令集、コンメンタール等）
 - (2) 主要官庁サイトの概観
 - (3) アイテム別の情報収集（法令、閣議決定、予算関係等）
3. 外国情報の収集
 - ・各国政府、国際機関のサイト
 - ・外国の報道機関
 - ・大学、シンクタンク、専門家機関等

授業の第2部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。講義と実習を通して、以下の事項を中心に学習する。

1. 総論・エクセルの基本事項
2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
3. 相関性と因果性—二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
4. 図表を用いたプレゼンテーション

授業の第3部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明する。学生は自らインタビューを行い、その記録を提出する。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法
2. 記録の保存と解釈——オーラル・ヒストリー
3. 学生によるインタビュー例の講評

<教科書・教材>

『Windows XP 対応 30時間でマスター Excel2003』 実務出版株式会社
御厨貴(2001)『オーラル・ヒストリー』中公新書

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：政策体系論 政策実務A 財務政策体系論（2単位）

担当教員：渥美 恭弘

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的>

今期においては、財務政策体系論として、いわゆる「構造改革」政策をテーマとして取り上げる。前小泉政権は、構造改革を内政の最大の課題に掲げ、その本丸とされた郵政民営化や、規制改革、財政構造改革、金融システム改革、行政改革等を推し進め、現安部政権においても、若干の軌道修正はあるものの、基本的には構造改革政策が踏襲されている。

本授業においては、この構造改革政策なるものを、極力ひとつのまとまりのある政策体系として捉えるとの立場から、総論的なテーマとして、その意味・意義、歴史的・思想的背景、マクロ経済政策（金融・財政政策）との比較、今次景気回復への貢献（の有無）等について概観するとともに、各論として、現在進行中の個別施策（のいくつか）について、その概要、目的、構造改革政策全体の中での位置づけ、進捗状況、評価、課題、今後の展望等について、より掘り下げた分析を行うことを予定している。

<授業内容・方法>

まずははじめに、構造改革政策の意味・意義、歴史的・思想的背景、マクロ経済政策との比較等の総論について、教官より、数回にわたり講義を行うことを予定している。

その後は、演習形式により、本人の希望をも勘案の上各論的な（場合によっては総論的な）リサーチテーマを各参加者に割り当て、毎回その担当者から報告・発表を行い、それを巡って討論を行うことを予定している。そこで取り上げるテーマ候補としては、規制改革（構造改革特区等）、財政構造（歳出入一体）改革、郵政民営化、政府系金融機関改革、公務員制度改革、構造改革と格差問題、経済財政諮問会議論、安部構造改革の現状と展望などが挙げられる（参加者の希望によりそれら以外のテーマもありうる）。

期末には、各参加者から、報告・発表内容をベースにそれをさらに発展させたレポートを提出してもらうことを予定している。

<教科書・教材>

全体を通じた特定の教科書はない。授業の際に、適宜参考文献を紹介するが、主要参考書としては、次のものがある。

- ・野口旭・田中秀臣「構造改革論の誤解」（東洋経済新報社、2001年）
- ・吉川洋著「構造改革と日本経済」（岩波書店、2003年）
- ・清水真人「官邸主導」（日本経済新聞社、2005年）

なお、日々の新聞、雑誌等における関連記事・論文等が、有益な参考資料になる。さらに、経済財政諮問会議の毎回の議事録・配布資料（経済財政諮問会議のホームページ

<http://www.keizai-shimon.go.jp> から入手可能) も主要参考資料になる。

<成績評価の方法>

授業における報告・発表の内容、質疑・討論への参加状況及び期末のレポートを総合的に勘案して評価する。

授業科目：政策体系論 政策実務B 国際人権・刑事法政策体系論（2単位）

責任教員：西村 篤子

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目的>

グローバリゼーションの進展に伴い、これまで国内法が排他的に取り扱ってきた分野が、国際法、特に、国際機関において作成された多数国間条約の規制を受けるようになり、また、国際法上の紛争解決のための国際裁判所や国際的なフォーラムが多数設立され、国際判例の急速な蓄積がみられるようになってきている。このため、国内の事案であっても、国際法が直接適用されるものや、あるいは国内法の適用にあたって関連国際法の規定や国際判例の理解が必要となるものが増大してきており、この傾向は、個人の権利義務を直接の対象とする国際人権法、刑事法の分野において特に顕著である。この授業においては、人権、人道、刑事の分野における国際的な動向を踏まえつつ、わが国の法曹・公共実務において必要となる国際人権・刑事法の知識及び適用に関する基礎的能力を養うことを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業においては、まず、国際人権・刑事法を理解する上で必要な現代国際法の基本的構造について確認した上で、第一部においては、国際人権法の意義と発展、現行の国際的人権保障の諸制度と運用、国際人権法の国内的実施等について検討する。第二部においては、国際刑事裁判所（ICC）の発足等大きな進展がみられる国際刑事法分野の発展を概括し、近年の犯罪の国際化に対応する国際法制度の発展、各国の法執行面における国際協力等について検討する。

2. 教育方法

授業は基本的に講義形式を中心とするが、出席人数等の状況をみつつ、適宜、事例等についての討議を行うことも検討する。

3. 予定

<第一部 国際人権法>

第一章 国際人権保障の意義と課題

第二章 人権保障の国際的実施の基本構造と課題

第三章 国際人権法の国内的実施の基本構造と課題

第四章 国際人権規約と日本：自由権規約

第五章 国際人権規約と日本：社会権規約

- 第六章 外国人と人権
- 第七章 難民と人権
- 第八章 女性と人権
- 第九章 児童と人権
- 第十章 人種差別、少数者、先住民にかかわる問題と人権

＜第二部 国際刑事法＞

- 第一章 国際刑事法の意義・概要・課題（国家管轄権行使の調整）
- 第二章 法執行面における協力（犯罪人引渡し、国際捜査共助）
- 第三章 犯罪の国際化に対応する国際法の発展（テロ、麻薬、国際組織犯罪等）
- 第四章 コアクライムへの対応（戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドと国際刑事裁判所等）

＜教科書・教材＞

特定の教科書は指定せず、講義の進捗に応じて講義資料を作成・配布する。参考書についてもその都度、紹介するが、概括的なものとして取りあえず以下を紹介する。

- ・阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』〔第二版〕
(日本評論社、2003年)

- ・尾崎久仁子『国際人権・刑法概論』(信山社、2004年)

＜成績評価の方法＞

期末に行う筆記試験の成績を中心とし、出席状況・質疑応答の内容といった平常成績も加味する（1割程度）。

授業科目：政策体系論 政策実務C 食料・農業・農村政策体系論（2単位）

責任教員：松原 明紀

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

1 本講義の目的

食料・農業・農村分野においては、BSE（牛海綿状脳症）・鳥インフルエンザへの対応、食品表示問題、食料自給率の向上、耕作放棄地の増加、株式会社の農業参入の是非、WTO・FTA交渉への対応等が課題としてあげられる。また、現政権において重要政策課題の一つとなっている「地域活性化」については、地方の重要産業である農業の活用や農村への目配りが不可欠である。これらの課題をはじめとして多岐にわたる食料・農業・農村分野の課題に対応するための政策が「食料・農業・農村政策」と総称される。

この食料・農業・農村政策については、1999年に政策の理念及び方向性を規定する「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という）が制定され、基本法に基づき5年に1回変更される「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という）において中期的な政策の方向性が定められ、基本計画に基づき法律案・予算案の作成等によって個別具体的な政策が策定されている。

本講義は、このような基本法・基本計画・個別具体的政策の三者の関係性に留意しながら食料・農業・農村政策の内容を解説するとともに、活発な質疑応答を行うことを通じ、履修者が、食料・農業・農村をめぐる現状及び課題並びにそれに対応した政策の実施状況及びその評価についての理解を深め、食料・農業・農村問題及びそれに対する政策のあり方についての視座を獲得できるようにすることを目的とする。

2 授業内容と方法

本講義は3部構成で実施する。

第1部においては、基礎的な理解を得るために、国民経済における農業・関連産業の位置付け、戦後の農政史（基本法制定まで）、基本法の構造（政府の役割等の理念その他）、農業行政組織、政策推進手法等について解説する。

第2部においては、戦後農政の大きな変革を目指すものであって「農政改革」と称される2005年3月の基本計画変更について、その背景、経緯、内容等を分析するとともに、食料自給率の意義について、両論があることに留意しながら分析する。また、この「農政改革」の成否にも影響し得るWTO・FTA交渉の状況についても解説する。

第3部においては、基本法・基本計画・個別具体的政策の三者の関係性にも留意しながら、個別具体的政策として現在講じられている食料政策、農業政策及び農村政策の内容について、評価を加えながら解説する。

なお、多面的な理解に資するよう、外部講師を招聘した特別講義（いくつかの重要なテーマについての立案・実施担当者によるもの、地方公共団体担当者によるもの等）も実施する。

3 教科書・参考書

原則として、毎回配布する講義資料に沿って講義を進める。

また、『食料・農業・農村に関する年次報告』（いわゆる食料・農業・農村白書）のほか、講義の理解の前提となる文献を講義の中で紹介する。

4 成績評価の方法

成績評価は、授業における質疑応答及び議論への参加及び貢献の状況並びに期末のレポート提出により行う。

5 その他

平成18年度に開講した「政策体系論 政策実務A 食料・農業・農村政策体系論」を受講し、単位を取得した者は受講できない。

本講義は6月中に終了させるため、4月・5月・6月に各月2～3回開講する。講義スケジュールは初回（4月18日を予定）に連絡する。

授業科目：政策体系論 政策実務D 安全政策体系論（2単位）

責任教員：生田 長人

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

＜目的＞

授業テーマ：安全政策論

この授業は、我が国の安全保障政策、国内における治安政策、交通安全政策、災害対策その他国民の安全に関わる政策がどのような形で展開されており、どのような問題に直面しているか、今後生じる可能性がある事態に対してどのような施策展開が必要か、といった視点から、それぞれの政策分野においてあるべき政策体系を示すことを目的として行われる。

授業は、前防衛次官、警察庁現役幹部職員及び責任教員（生田）によるオムニバス講義の形で行われる。

上記の四つの政策は、実現すべき公益が国民の安全確保という点にあるにもかかわらず、その政策体系の考え方と制度の実態は大きく異なる様相を見せており、これらを連続して聴講し、教員との意見交換を行うことにより、政策と国民の関係を理解し、深く考察を進める能力を獲得することを目指す。

＜授業内容・方法＞

授業は以下の予定で行う。

- 1 警察関係法講義3コマ（道路交通関係法を含む）+ディスカッション1コマ
- 2 災害関係法講義4コマ+ディスカッション2コマ
- 3 安全保障法講義4コマ+ディスカッション2コマ

講義の部分は、法制度の概要と直面する主要課題について行われ、それを受けた形で、主要課題を巡り、学生と講師の間でディスカッションを行うものである。

本講義は、3人の講師による隔週の連続講義の形で行われるが、1の部分については、講師の都合により、土曜午後の授業或いは、夏季休業期間中の授業になる場合が予想されるので、承知されたい。

＜教科書・教材＞

教材については、講師からその都度配布される。

＜成績評価の方法＞

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、教員との意見交換等の状況を考慮する。

授業科目：政策体系論 政策実務E 地方自治政策体系論（4単位）

責任教員：原田 賢一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：2回

<目的>

2000年4月1日のいわゆる地方分権推進一括法の施行という形で結実した「第1次分権改革」以降、我が国の中央・地方関係は、分権型社会の創造に向けて変革への第一歩を踏み出した。

しかしながら、依然残された課題も多く、2001年6月14日の地方分権推進委員会最終報告においてもその筆頭に挙げられた地方税財源の充実確保については、その後、「さんみいつたい三位一体の改革」として取組がなされ、全国知事会等の地方六団体も巻き込んだ形で取りあえずの決着をみたところである。

また、これらの動きと並行する形で、基礎自治体としての市町村の規模・能力の拡充を図るため、「市町村合併」が国を挙げて強力に推進され、その結果、1999年3月31日時点では3,232市町村（うち市670、町1,994、村568）であったものが、2007年3月31日時点では1,804市町村（うち市782、町827、村195）にまで統合・再編される予定である。

さらに、中央・地方を通じて極めて深刻な財政状況が続く中にあって、分権の受け皿としての各地方自治体の足腰を強化することが求められており、「地方行財政改革」の推進が大きな課題となっている。

そして、基礎自治体のみならず、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体についても、現行の都道府県制度に関する問題への対応に止まらず、この国のかたちを大きく見直す方向での改革、すなわち、「道州制」の導入が求められるようになってきている。

そこでこの授業は、これら一連の動き、すなわち「第1次分権改革」、「三位一体の改革」、「市町村合併の推進」、「地方行財政改革の推進」及び「道州制の導入に向けた検討」を、単に地方自治を充実・強化するだけでなく、我が国のあらゆる分野の内政のあり方をも大きく変える「地方分権の推進に向けた諸改革」と位置付け、体系的に理解することを目的とする。

<授業内容・方法>

- (1) まず、地方分権の推進に向けた諸改革を取り上げる前提として、これまでの我が国の中央・地方関係の特徴についての講義を行う。
- (2) 次に、上記の諸改革について、①背景、②主な経緯、③改革の具体的内容、④改革の成果と課題等についての講義を行う。

具体的には、以下の順で講義を行う予定であるが、国や地方における最新の動向を盛り込んだ内容にしたいと考えているので、内容が若干重複、前後する可能性がある。

- ① 第1次分権改革

- (2) 市町村合併の推進
 - (3) 三位一体の改革
 - (4) 地方行財政改革の推進
 - (5) 道州制の導入に向けた検討
- (3) 最後に、2006年12月の地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）の制定等を踏まえた今後の展望についての講義を行う。
- (4) なお、講義形式を基本とするが、質疑等を交えた双方向型の授業を行いたいと考えているので、受講者の積極的な参加を期待する。
- (5) また、①三位一体の改革の際の主な争点（義務教育費国庫負担金の一般財源化、生活保護費負担金の国庫負担率の引下げ等）の是非、②2004年に制度が創設された地域自治組織（地域自治区・合併特例区）を、合併後の市町村において設置することの是非などについて、受講者を2つのグループに分け、ディベート的な討論を行う機会も設けることとした。

＜教科書・教材＞

- (1) 特定の教科書は指定せず、講義の際に配布するレジュメ及び参考資料に沿って講義する。
- (2) なお、参考文献については、授業の際に適宜紹介するが、差し当たって以下の文献が参考になる。
 - ① 岡本全勝著『新 地方自治入門 — 行政の現在と未来』（時事通信社、2003年）
 - ② 西尾勝著『行政学（新版）』（有斐閣、2001年）（特に第6章）
 - ③ 村松岐夫編『テキストブック地方自治』（東洋経済新報社、2006年）
 - ④ 新藤宗幸・阿部斉著『概説 日本の地方自治（第2版）』（東京大学出版会、2006年）
 - ⑤ 佐藤俊一著『地方自治要論（第2版）』（成文堂、2006年）
 - ⑥ 林宏昭・橋本恭之著『入門 地方財政（第2版）』（中央経済社、2007年）
 - ⑦ 佐々木信夫著『自治体をどう変えるか』（ちくま新書625）（筑摩書房、2006年）
 - ⑧ 松本英昭著『要説 地方自治法（第5次改訂版）』（ぎょうせい、2007年）

＜成績評価の方法＞

期末試験及び平常点による。
なお平常点は、出欠のみならず、授業における質疑及び上記討論への参加状況等を重視する。

＜その他＞

第1回の授業でガイダンスを行うので、受講希望者は必ず出席すること。

授業科目：地域社会と公共政策Ⅰ・Ⅱ（Ⅰ：2単位、Ⅱ：6単位）

責任教員：生田 長人、西久保 裕彦

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：Ⅰ 隔週1回、Ⅱ 1～2回

<目的・特徴>

地域社会が直面する問題の多くは、ただ一つの解を持つものではなく、多くの選択肢と解がありうるが、その中から、その地域が置かれている状況、将来状況の認識等を踏まえ、住民が選択し得る幾つかの具体的な政策を提示するためには、透徹した状況認識能力と固定観念にとらわれない柔軟な思考能力、将来を見通す優れた判断能力等が必要である。本講義は、地域社会で重大な問題となっており、その解決が期待されているものについて、複数の視座からものごとを認識し、多角的に検討し、総合的観点から判断する能力を修得することを目指して行われる。

<授業の内容・方法>

本講義は、前期と後期で担当教員及びテーマが異なるオムニバス授業である。前期は、西久保助教授が担当し、後期は生田教授が担当する。

本講義のⅠとⅡは、それぞれ次の内容を持つものである。

本講義Ⅰは、外部講師による講義とその講義に対するディスカッションである。外部講師による講義は、年8回程度行われ、取得できる単位は2単位である（地域社会と公共政策Ⅰ）。

本講義Ⅱは、講義テーマに関する演習であり、取得できる単位は6単位である（地域社会と公共政策Ⅱ）。

地域社会と公共政策Ⅰは、M1及びM2の学生全員が受講することができる。

地域社会と公共政策Ⅱは、少数の学生と教員による演習形式で行われる。この部分については、主として1年次修了を目指すM1学生及びM2学生を対象に行われる。

本講義の特色は、地域社会で重要な問題となっているテーマを順次取り上げ、特定のテーマに関して、行政の政策担当者としての立場に立つ講師、地域の最前線でそのテーマに取り組み地域社会をリードしている講師、そのテーマに関し現行制度等に対して批判的な立場に立つ講師等による、複数方向からの講義（及びこれを受けたディスカッション）が行われる点にある。

前期については、「我が国の、あるいは地域の財産である自然環境の保護と利用はどうあるべきか」というテーマを取り上げる予定である。

後期については、「我が国の都市景観はなぜ醜いか…景観対策の新たな展開と広告物規制」をテーマとする予定である。

なお、上記の演習部分については、対象テーマに関する現状分析と問題認識の確立、関係法制度等の理解と問題点の把握、現行政策の適切性に関するディスカッションを行うことを内容とし、これらの講義と討論を経て、学生自身が、そのテーマに関して、深く、広角度な、本質に迫る理解を得、政策提案に関するレポートの作成等を行い、政策方向についての自らの認識を確立することを目指すものである。

<教科書・参考書>

テーマによって異なるため、特に予定しない。

<成績評価>

平常時の授業における評価と提出されるレポートの評価により行う。

<その他>

地域社会と公共政策Ⅰの講義は、外部講師の都合上、所定の開講日以外に土曜午後に開講することがある（但し、公共法政策通論Ⅱの開講日以外の日である）。

演習形式により行われる地域社会と公共政策Ⅱの定員は、6～8名であり、希望者多数の場合は公共政策ワークショップⅡ及び1年次修了におけるリサーチペーパーのテーマと関係がある学生を優先する。

前期に予定しているテーマ「我が国の、あるいは地域の財産である自然環境の保護と利用はどうあるべきか」に関しては、例えば、自然環境保全政策を担当する国の機関の立場から、地方公共団体の立場から、国の環境政策に批判的な立場を取るNGOの立場から、自然環境の利用に関わる事業者の立場から、などの異なる立場に立つ外部講師を選定し、講義を行っていただくことを予定している。（具体的な講師については選定中）

後期のテーマに関する講師等については、国土交通省都市計画課長、小田原市都市部長、京都市副市長、国立マンション事件関係者を予定しているが、いずれも交渉中である。

地域社会と公共政策Ⅱにおいて、前期のテーマに関し外部講師の講義の前に議論しておく必要があると考えられる事項としては、例えば以下のものが挙げられる。

- ① 東北地方における自然環境の現状
- ② 自然環境を保全する根拠・目的
- ③ 自然保護地域の現状
- ④ 開発規制と所有権等の財産権との関係
- ⑤ 自然環境の保全と利用との関わり
- ⑥ 自然環境の保全・利用のための事業のあり方
- ⑦ 森林政策、産業政策等の自然保護以外の政策との関係
- ⑧ 上記に関連する質問事項の整理と講師に対する事前の論点の提示

後期のテーマに関する部分については、夏季休暇前に、通知する。

授業科目：実証研究入門演習（4単位）

責任教員：森田 純

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週授業回数：1回

<目的>

本演習は、研究者や政策立案者を目指す学生に対し、実証分析の技術を習得させることを目的とする。

実証分析——ここではデータを収集して統計的に分析する econometrics（計量経済学）の手法を採用した分析を言う——は、駆け出しの若手研究者にとっては非常に有用なツールである。自らの研究分野において何か独創的な主張をしようとしても、純粹に理論だけで先行研究を覆すのは、非常に困難な作業である。新しい「理論」を考え出し、しかも、それを（少なくともある程度以上）説得的に根拠づけなければならない。従来の若手研究者の根拠付けの手法は、比較法に限定されがちだったが、真に説得的な比較法分析を行うことは難しい。「X国に α という法制度がある」ということから「日本でも α という法制度を導入すべきだ」ということには簡単にはつながらない。X国の社会経済状況とそれと α との有機的関連を分析して一つの先行社会実験として捉え、それが社会経済状況の異なる日本においてどのような結果を生むのかを考えなければならない。これに対し、実証分析は、客観的な「数字」での勝負が可能である。「 β という制度が日本で有用である」という先行研究があっても、「 β という制度の導入の前後で、状況は統計的に有意な変化を見せていない」ということを指摘できれば、比較的簡単に、しかも、説得的にこの先行研究を覆すことができる。

演習の前半では、かかる実証分析の理論・方法について学んでいく。今日では、統計ソフトウェアの利用が一般的であり、統計ソフトの利用の習熟もゼミの主要な眼目の一つである。後半では、各自（グループ可）が、自ら設定したテーマについて、実際にデータを収集して実証分析を行う。学部・研究大学院と合同の演習となるが、公共政策大学院生については、ワークショップのテーマと重複していて構わない。

<授業内容・方法>

前期は、方法論を講義する形式が中心となるが、必要に応じて宿題も課す。OLSの基礎と応用、時系列データ処理の基礎、パネルデータ処理の基礎、カテゴリ変数の処理、サバイバル分析、IV・2SLS、イベント・スタディなどを扱う予定である。後期は、前期に引き続いて方法論を講義するほか、先行研究をリブリケートしながら、実際に実証研究を遂行する際の注意点も学ぶ。並行して、各自が、自ら設定したテーマについてデータ収集・分析を実行し、参加者でそのやり方について討議する。

<教科書・教材>

白砂堤津耶『初歩からの計量経済学』（日本評論社）
浅野哲・中村二朗『計量経済学』（有斐閣）
Wooldridge, Introduction to Econometrics, (3rd ed.)
Johnston/DiNardo, Econometric Methods (4th ed.)

<成績評価方法>

宿題と最終レポートによる。

<その他>

統計ソフトの Stata と R を使用する。Stata は川内に、R は川内と片平に導入済みである。各自の PC にインストールすることも望ましい。統計や数学についてある程度の基礎知識があった方が楽かもしれない。データやコード配布のために、メーリングリストを使用するので、携帯メールではないメールアドレスを持っていることが必要である。

授業科目：租税法原論（2単位）

責任教員：渋谷 雅弘

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目的>

授業題目：最近の最高裁租税判例

この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、最近の最高裁租税判例の内容と、その前提である租税法規、租税実務上の課題について検討し、税制に関する正確な知識および理論的な批判能力を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して報告者を決め、その報告を巡って対話・討論を行うことにより進める。

學習の到達目標は、次の3点である。

1. 租税判例の最近の傾向と、そこからみえる租税法規および租税実務上の課題について、正確な知識を得る。
2. 判例や租税法規の調査を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

<授業内容・方法>

毎回ひとつの最高裁判例を取り上げて、報告者を決め、報告に基づく討議を行う。

とりあげる判例は、別途指示する。

<教科書・教材>

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）を勧める。

<成績評価の方法>

レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

授業科目：実務労働法 I （2 単位）

責任教員：水町 勇一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・労働法総論
 - 1 労働法とは何か？－労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
 - 2 労働法上の「労働者」
 - 3 労働法上の「使用者」
 - 4 労働法規・労働契約
 - 5 労働協約
 - 6 就業規則
- ・雇用関係法
 - 7 労働憲章－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
 - 8 差別禁止－労基法3条・4条、雇用機会均等法、均等・均衡待遇、年齢差別など
 - 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用、労働条件明示
 - 10 賃金
 - 11 労働時間
 - 12 休暇・休業
 - 13 安全衛生・労働災害
 - 14 人事－昇進・降格、配転、出向・転籍、休職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生が対話をを行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。参考となる教科書として、水町勇一郎『労働法』（有斐閣、2007年9月刊行予定）を薦める。

<成績評価の方法>

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。

(期末試験80%程度、平常点20%程度の比率とする。)

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）

責任教員：水町 勇一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

<目的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について考察を深めることにある。

<授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法

- 1 企業秩序・懲戒
- 2 労働関係の終了1－解雇
- 3 労働関係の終了2－辞職、合意解約、定年、雇止めなど

- ・労使関係法

- 4 労働組合と団体交渉
- 5 団体行動
- 6 不当労働行為

- ・労働法の新領域

- 7 合併・営業譲渡・会社分割と労働関係
- 8 國際労働関係法－ILO、労働契約の準拠法、域外適用
- 9 知的財産と労働関係－職務発明、企業秘密、競業避止など
- 10 労働市場と法規制－人材ビジネス業の規制、雇用政策、引き抜きなど
- 11 労働紛争の処理

- ・総合的考察

- 12 労働条件の変更
- 13 企業組織再編と労働関係
- 14 人事権と人格権

各回の授業は、基本的に、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生が対話を行うという形で進める。また、総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力や答案作成能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力や問題解決能力を養うことを目指す。

<教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。参考となる教科書として、水町勇一郎『労働法』（有斐閣、2007年9月刊行予定）を薦める。

<成績評価の方法>

授業の中での各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。
(期末試験80%程度、平常点20%程度の比率とする。)

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。

授業科目：社会保障法（2単位）

責任教員：嵩 さやか

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的> 授業題目：社会保障法

本授業では、少子高齢化の進展により法制度のあり方がますます重要となってくる社会保障について、制度の概要と主な法的問題について取り上げることにより、社会保障法についての基本的な知識を習得することを目的とする。また、社会保障についての法的問題は民法、憲法、行政法などとの交錯領域であることが多い。本授業では民法、憲法、行政法などの応用問題としての意義を有する法的問題を中心に取り上げることにより、これらの科目的基礎的知識の確認を行いつつより深く理解することを目的とする。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

本授業では、社会保障法初学者でも授業内容を理解できるように、まず各社会保障制度の概要を講義し、そこでの理解を前提に特に重要と思われる法律問題をトピック的に取り上げる。

2. 教育方法

制度の概要については、参考書などを利用してあらかじめ理解しておくことが望ましいが、必ずしも必須ではなく、講義を聴けば理解できるように解説するつもりである。

他方で、法律問題の検討については、あらかじめ指定した資料（主に、西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005）に掲載されている裁判例や論文）を予習してきたことを前提に、授業を進める。適宜質疑応答を行うが、主に民法、憲法、行政法の知識確認としての質問を行う予定である。

3. 予定

第1回 ガイダンス

第2回 医療1－公的医療制度の概要

第3回 医療2－医療保険の被保険者・保険医療機関の指定・公的医療保険の財政（租税法律主義と保険料）

第4回 年金1－年金制度の概要

第5回 年金2－年金制度の適用・年金の受給権と損害賠償

第6回 年金3－ライフスタイルの変化と年金

第7回 労働保険－労災保険の概要・労災就学援護費不支給決定の処分性

第8回 社会福祉1－介護保険制度の概要・保育所制度の概要

- 第9回 社会福祉2－福祉サービス利用における法的問題
- 第10回 児童手当－児童手当制度の概要
- 第11回 生活保護1－生活保護制度の概要
- 第12回 生活保護2－補足性の原則・指導指示の法的性質
- 第13回 憲法と社会保障
- 第14回 外国人と社会保障

<教科書・教材>

- 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』(有斐閣、2005年) の中の指定した資料
- 佐藤進・西原道雄・西村健一郎・岩村正彦編『社会保障判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2000年)

<成績評価の方法>

出席と各回の議論・問答の内容（以上2割）および期末の筆記試験（8割）により評価する。欠席回数が著しく多い場合には、期末試験の受験資格を喪失する可能性があるので注意すること。

<参考書>

- 岩村正彦『社会保障法I』(弘文堂、2001年)
- 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003年)
- 加藤智章・菊池馨実・倉田聰・前田雅子『社会保障法〔第2版〕』(有斐閣アルマ、2003年)

授業科目：経済法実務（2単位）

責任教員：鈴木 孝之

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週所業回数：隔週2回

<目的>

経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、企業法務などの実務的かつ発展した知識 及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、企業法務及び消費者保護に関する行政的見地から活動する場合の専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。

<授業内容・方法>

1 授業内容

独占禁止法による私人・企業の間の問題解決機能を中心として、基本六法にフィードバックして、独占禁止法と他の法令の相互関係を認識し、企業の事業活動における違反行為の予防法務と事業活動の妨害行為に対する防禦方法などの実務的論点について、その考察を審決・判例等に基づく具体的な事例研究によって進める。

2 教育方法

前半は講義、後半は受講者の意見表明を主に進める。そのために、受講者は、示された予習範囲で準備し、競争法の本質による高度な議論ができるこことを到達目標とする。

3 予定

①～④ 不公正な取引方法：概念、不当な取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、不当顧客誘引、取引強制、排他条件付取引、拘束条件付取引、再販売価格維持行為、優越的地位の濫用、取引妨害

⑤ 知的財産権と独占禁止法

⑥ 適用除外と規制改革

⑦～⑧ 国際協力と域外適用、外国競争法と国際独占禁止法

⑨～⑩ 執行機関と権限、排除措置・課徴金、審査手続と審判手続

⑪～⑬ 刑事罰と刑事訴訟、差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟

⑭ 経済法の現代的課題

<教科書>

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法（第2版）」（弘文堂）要購入

<教材>

公正取引委員会事務総局編「独占禁止法関係法令集」（公正取引協会）

公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース (<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

- 厚谷襄児・稗貫俊文編「独禁法審決・判例百選・第6版」(有斐閣) 要購入
- 根岸哲・舟田正之著「独占禁止法の手続」(中央経済社)
- 長島・大野・常松法律事務所ほか編「独占禁止法の争訟実務」(商事法務)
- 柳川隆・川濱昇編「競争の戦略と政策」(有斐閣)
- 日本経済法学会編「経済法講座 1：経済法の理論と展開
経済法講座 2：独禁法の理論と展開（1）
経済法講座 3：独禁法の理論と展開（2）」(三省堂)

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験（講義最終回終了後に続けて実施）による。質疑応答状況及び出席点を±5%の範囲で参酌する。

<その他>

受講希望者は、前期の経済法理論を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法理論（2単位）

責任教員：鈴木 孝之

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

<目的>

法学既修者を対象として、経済法のうち、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審決・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを目指す。

<授業内容・方法>

1 授業内容

独占禁止法が我が国において生成発展してきた歴史とその法体系・基本概念に続き、実体規定毎に法解釈の基礎理論を学ぶとともに、関連審決・判例を分析し、その意義や問題点を指摘する。担当教員の公正取引委員会における実務経験も含め、事案の経済的社会的背景や影響にも言及して理解を深めることとしたい。

2 教育方法

前半は講義、後半は受講者の意見表明を主に進める。そのために、受講者は、示された予習範囲で準備し、独占禁止法の体系的理解と議論ができるこことを到達目標とする。

3 予定

- ① 経済法の意義
- ② 実体規定の体系
- ③～⑤ 基本概念：競争、事業者、消費者、関連市場、取引分野、事業分野、競争関係、市場支配力、競争の実質的制限、公正競争阻害性
- ⑥～⑦ 私的独占の規制
- ⑧～⑩ 不当な取引制限（カルテル、入札談合）の規制
- ⑪～⑫ 事業者団体の規制
- ⑬～⑭ 企業結合（合併、株式保有、役員兼任、営業譲受け等）の規制

<教科書>

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法（第2版）」（弘文堂）要購入

<教材>

公正取引委員会事務総局編「独占禁止法関係法令集」（公正取引協会）

公正取引委員会 HP (<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース (<http://snk.jftc.go.jp>)

<参考書>

- 厚谷襄児・稗貫俊文編「独禁法審決・判例百選・第6版」(有斐閣) 要購入
根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説・第3版」(有斐閣)
伊徳寛・矢部丈太郎編「新・独占禁止法Q & A」(青林書院)
白石忠志著「独占禁止法」(有斐閣)
川濱昇・瀬領眞悟・泉水文雄・和久井理子著「ベーシック経済法」(有斐閣)
岸井大太郎ほか著「経済法 独占禁止法と競争政策」(有斐閣)

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験（講義最終回終了後に続けて実施）による。質疑応答状況及び出席点を±5%の範囲で参酌する。

<その他>

後期の経済法実務の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：環境法 I（2単位）

責任教員：西久保 裕彦

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的>

この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対する法制度について、公害問題の発生以来の公害訴訟・被害者救済問題から、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に至る知識を習得する。

また、環境問題は地球規模の課題となってきており、国際的な状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である気候変動枠組条約及び京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。

<授業内容・方法>

1. 内容

講義は大きく三部構成をとる。

まず序論においては、環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像についての理解を得る。

本論部分は、二部構成をとる。

第一部は、環境法の基本構造に関する講義である。環境法の生成発展を導く理念・原則をはじめとして、環境基本法の理解を通じて環境法分野の基本的な構造を理解する。

第二部は、内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応する個別法についての基礎的な理解を内容とする。各分野の近年の環境法諸立法の内容に即して、必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における位置づけについても、理解を深める。

2. 方法

基本的には講義方式によるが、コメントシート等を用いて可能な限り受講者との対話を盛り込む。

また、受講者自らが考えをまとめ表現する力を養う一助とするために、講義期間内に数回小レポートの提出の機会を作ることとする。

環境法は膨大な分野を対象とするものであるため、半年間の講義のみでその全体像を十分に理解することは困難である。このため、受講者には各回の講義テーマに関して予習を行った上で講義に望むことが求められる。具体的な予習のあり方については第1回の講義で指示する。

3. 予定

概ねの予定は以下のとおりであるが、講義時点での環境法の最新の動向が習得できるよう講義開始時点で改めて具体的な授業内容及び予定を示すこととする。

1. 序論

- (1) 環境法の全体像
- (2) 環境法の歴史
- (3) 公害訴訟と被害者の救済
- (4) 環境政策手法の多様化

2. 本論－1

- (1) 環境法の基本構造（環境基本法・環境基本計画）
- (2) 環境法の理念・原則（持続可能な開発、汚染者負担の原則、予防的アプローチなど）

3. 本論－2

さまざまな環境問題に関する法政策についての個別的理

（環境影響評価法、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の公害規制法、土壤汚染対策法、循環型社会形成推進基本法・廃棄物処理法、自然環境保全法、地球温暖化対策推進法を中心となろう）

＜教科書・教材＞

講義の進捗に応じて、講義資料（レジュメ及び参考資料）を作成・配布する。

重要参考図書として、以下の2点を指定する。

- ・『環境法第2版』大塚直著（有斐閣）：講義において触れることが困難な部分を含め環境法の全貌を知るための網羅的な教科書である。
 - ・『環境六法』環境法令研究会編集（中央法規）：主要な環境法令を網羅した六法である。環境法を十分に理解するためには、教科書や参考書だけでなく実際の条文に触れることが必要不可欠と考えている。
- 他の参考書類は講義において適宜紹介する。

＜成績評価の方法＞

期末の筆記試験の成績に加え、コメントシート等による講義への参加度も加味して評価する。

また、小レポートの提出が行われた場合には、その評価も含めて成績評価を行う。

成績評価の具体的な方法及び割合については、第1回講義で説明する。

＜その他＞

- ・本講義は、法科大学院と合同である。
- ・質問・相談等があれば、e-mailにて隨時連絡されたい。
(メールアドレス：nishikubo@law.tohoku.ac.jp)

授業科目：環境法Ⅱ（2単位）

責任教員：大塚 直

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目的>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<授業内容>

環境法の総論的課題：理念・原則と、個々の環境法の諸問題との連関

公害問題から環境問題へ

経済的手法・拡大生産者責任

地球温暖化など

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（第2版）（有斐閣,2006）を通読の上、参加すること。

<参考文献・教科書>

大塚直「(連載) 環境法の新展開」法学教室283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト171号）

大塚直・環境法（第2版）（有斐閣,2006）

大塚直=北村喜宣編・環境法ケースブック（有斐閣・2006）

大塚直=北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社,2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社,2002）

畠山武道=大塚直=北村喜宣・環境法入門（第3版）（日本経済新聞社,2007予定）

など

<成績評価の方法>

期末試験および講義への貢献度によって総合評価する（期末試験80%、平常点20%）。

授業科目：金融法（2単位）

責任教員：弥永 真生

配当学年：M1・2年

開講学期：集中講義

<目的>

この授業の目的は、通常の民商法や証券取引法の講義ではカバーすることのできない金融規制法・金融取引法についての知識を伝達することにある。いずれの法分野についての知識とも、弁護士を中心とした最先端の法律実務においては重要性の高いものであるが、これまでの法学部の講義システムの中では十分に扱うこと ができなかった。

<授業内容・方法>

この授業は、大きく2部から構成される。

第1部は、金融規制法を扱う。この部は、さらに、金融機関規制法と支払決済システムをめぐる法規制とに分かれる。学生は、あらかじめ指定された参考書の該当部分を読み、基礎的な知識を身につけた上で授業に参加することが望ましい。授業では、知識の補充を行うとともに、金融規制に関するものの考え方・見方を中心に伝達する。

第2部は、金融取引法を学ぶ。この分野については、判例法を中心とした学習となる。学生は、金融取引に関する判例及び資料について、事前に指定されたものを読んで予習した上で、授業に参加することが要求される。ここでは、決済システムに伴う問題や消費者保護に伴う問題を扱う。

授業の進行予定は、以下の通りである。

第1部 金融規制法

(1) 金融機関規制法

金融機関規制の根拠、銀行、証券会社、投資顧問業、信託業等

(2) 支払決済システム法

支払決済システムをめぐるリスクと法の必要性、ネットティング、資金決済、証券決済、ペーパーレス・システム、諸外国の支払決済システムのあり方等

第2部 金融取引法

(1) 支払決済システムをめぐるトラブル

誤振込等、クレジットカード、マネーカードの盗用など

(2) 金融商品の販売をめぐるトラブル

金融商品販売法、説明義務、適合性の原則

<参考書>

川口恭弘『現代の金融機関と法』(中央経済社)

<成績評価の方法>

基本的にはレポートによるが、例外的に、授業参加(出席ではない)を加点事由として考慮することがある(A → AA、B → A、C → Bの局面においてのみ考慮することがある。D → Cの形での考慮はしないし、1ランクを超えて考慮することはない)。

* レポートについて

課題： 金融法に関するテーマであれば任意。

提出期限： 講義時に指定する。

分量： 注を含み、5,000字程度以上(絶対的な目安ではないが、この程度の分量になるようなテーマの選択が望まれる)

評価基準：

- D 文献の丸写し(または、それに近いもの)あるいは他の受講者のレポートその他さまざまな媒体で入手できる情報ときわめて類似しているもの
- C 相当程度、参考となるべき文献を読み込んだ形跡はあるが、十分整理された形でレポートに反映されておらず、注も不十分なもの
- B 参考となるべき文献を適切に涉獵し、十分整理した形でレポートにまとめられており、かつ、注もおおむね適切に付されているもの。ただし、受講者自身による分析あるいは問題点の発見に不十分さが残るもの
- A 参考となるべき文献を適切に涉獵し、十分整理した形でレポートにまとめられており、注も適切に付されているうえ、受講者自身による分析あるいは問題点の発見が的確に指摘されているもの

<その他>

この授業においては、民法・商法・証券取引法(金融商品取引法)の基礎的な知識が前提となる。そのため、それらの講義を履修済みであることが望ましい。

平成20年度は開講しない(隔年開講科目)。

授業科目：トランクショナル情報法（2単位）

責任教員：芹澤 英明、早川 真一郎

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：1回

<目的>

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成することが目指されている。

<授業内容・方法>

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたうえで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

第1部 トランクショナル情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

第2部 トランクショナル情報法の課題

11. 裁判管轄及び準拠法選択
12. 契約による法廷地・準拠法選択
13. オンライン紛争解決手続

14. 情報法における国際協調
15. 情報法の理論　：最終レポート課題の提出

<教科書・教材>

堀部政男・長谷部恭男『メディア判例百選』（有斐閣2005）
高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第3版 有斐閣2004）
インターネット教材（ケースブック） <http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

<成績評価の方法>

各回の対話・討論の内容および期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績によって評価する。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

責任教員：辻村 みよ子

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：1回

<目的>

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会」(男女共同参画社会)の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念(ステレオ・タイプ)や偏見(ジェンダー・バイアス)、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなっている。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー(とくに社会的・文化的に形成された性差)問題や既存の判例等を検討し、議論することで、政策担当者や法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

<授業内容・方法>

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティヴ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

- 1 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 2 女性の権利の歴史と女性差別撤廃条約
- 3 各国の男女平等政策とポジティヴ・アクション
- 4 日本の男女共同参画社会基本法と条例等の取り組み
- 5 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 6 政治参画とジェンダー
- 7 雇用とジェンダー
- 8 社会保障とジェンダー
- 9 家族とジェンダー
- 10 リプロダクティヴ・ライツ
- 11 ドメスティック・ヴァイオレンス

- 12 セクシュアル・ハラスメント
- 13 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 14 司法におけるジェンダー・バイアス・まとめ

<教科書・教材>

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

<参考書>

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問題
諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』(明石書店)

<成績評価の方法>

レポートに日頃の議論や報告を加味して評価する。

<その他>

公共政策大学院と法科大学院との併設とする。

授業科目：現代政治分析（4単位）

責任教員：川人 貞史

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週間授業回数：2回

<授業の目的と概要>

この演習では、2001年省庁再編と同時に内閣府に設置された「経済財政諮問会議」が日本の行政運営の制度および小泉内閣の実際の行政運営において果たした役割を考察する。そのために、経済財政諮問会議の議事要旨、議事録などを資料として活用する。

<学習の到達目標>

ただ漫然と資料を読むのではなく、各自が研究の問題関心を持って、資料がその関心にどう答えてくれるかをつねに意識しながら、研究調査する基礎的能力を身につける。

<授業の内容・方法と進度予定>

演習では、経済財政諮問会議のHPにある各種の資料および、研究者や政治評論家による著書、論文をテキストとして講読する。各回、報告者に30~40分程度の報告を行ってもらい、その後、報告者が司会者となり、参加者全員で報告にもとづく討論を行う。参加者は、あらかじめ、テキストにおける論点や疑問点を提出しておき、司会者が問題点を整理して討論を進める。

<成績評価方法>

テキストに関する口頭レポート、出席、質問カード提出、演習における発言等の平常点、および課題レポートによって評価。

<教科書・参考書>

開講時に紹介し、新規に購入可能なものの以外は、コピーを配布する予定である。

授業科目：比較政治学Ⅰ（2単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週授業回数：隔週2回

<目的>

授業題目：グローバル化とシティズンシップの変容

「グローバル化」は現代政治を理解する上での最も重要なキーワードのひとつであり、比較政治の枠組みももはやグローバル要因を排除しては成り立たない。しかしながら、その重要性とは裏腹に、言葉の意味内容がますます曖昧模糊としたものとなりつつあるのも事実である。

この授業では、主権敵国民国家の衰退ないし変容がシティズンシップにどのような変化を及ぼしつつあるかに着目しながら、「グローバル化」の政治的側面に関する考察を加えたいと考える。

学習の到達目標は次の通りである。

1. 社会科学的な概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
2. 単なるテキストの内容理解を超えた批判的な読み方を習得すること。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行い、以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

1. セイラ・ベンハビブ『他者の権利 外国人・居留民・市民』法政大学出版局・2006年
2. アンドリュー・ドブソン『シティズンシップと環境』日本経済評論社・2006年

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

<教科書・教材>

使用テキストは上に挙げた通り。文献は各自購入のこと。ただしどちらのテキストを主に使用するかを具体的な進度予定とともに初回時に決定するので、文献購入はその後で良い。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この授業は研究大学院との合同で行う。後期開講予定の「比較政治学Ⅱ」とは内容的に独立しており、どちらか一方の授業のみを履修することが可能である。

授業科目：比較政治学Ⅱ（2単位）

責任教員：横田 正顕

配当学年：M1・2年

開講学期：後期

週授業回数：隔週2回

<目的>

授業題目：制度設計と政策有効性の研究

近年、日本を含む多くの先進諸国で、戦後秩序の解体に等しい制度の大改編が進行しつつある。このことと関連して、政治制度の効率性をどのように測定するか、また効率的な制度を設計するにはどうしたら良いかという問題が、ますます重要性を増しつつある。

この授業では、政治経済学的から書かれた最新の理論書および具体的な提言を読み進めながらこれらの問題について考察する。

学習の到達目標は次の通りである。

1. 社会科学的な概念や手法を用いた著作を正確に読みこなすこと。
2. 単なるテキストの内容理解を超えた批判的な読み方を習得すること。

<授業内容・方法>

授業はいわゆる演習形式に沿って行い、以下に示したテキストを適当な分量に分けて読み進める。各回の報告担当者を決め、この担当者にテキストの内容報告と論点の提示を行ってもらう。報告に従って参加者全員で討論し、さらに理解を深める。

1. グレーザー／ローゼンバーグ『成功する政府 失敗する政府』岩波書店・2004年
2. 神野直彦／井出英策編『希望の構想』岩波書店・2006年
3. ナイほか『なぜ政府は信頼されないのか』英治出版・2002年
4. フライ／スタッツァー『幸福の政治経済学』ダイヤモンド社・2005年

進度は参加者数と参加者の理解度による。時間的余裕があれば、関連する文献をさらに読み進めたいと考えている。

<教科書・教材>

使用テキストは上に挙げた通り。文献は各自購入のこと。ただしどのテキストを主に使用するかを具体的な進度予定とともに初回時に決定するので、文献購入はその後で良い。補足的な参考文献については授業の中で適宜紹介する。

<成績評価の方法>

担当箇所の報告の内容と、討論への参加度を評価の対象とする。

<その他>

この授業は研究大学院との合同で行う。前期開講予定の「比較政治学Ⅰ」とは内容的に独立しており、どちらか一方の授業のみを履修することが可能である。

授業科目：ヨーロッパ政治史（4単位）

責任教員：平田 武

配当学年：M1・2年

開講学期：前期

週間授業回数：2回

<目的>

この授業は、英語に訳された資料を読んで、歴史を再構成する能力を身につけることを目的とする。

<授業内容・方法>

「ハンガリー1956年革命研究」

第二次世界大戦後にソ連圏に組み込まれたハンガリーにおいて、上から押し付けられたソ連型社会主義モデルに対して社会全体（少なくともその大部分）が否定の意思と行動を示したのが昨年50周年を迎えた1956年革命であった。かつてはハンガリー国内において歴史学上のタブーとされていた56年革命も、すでに革命を取り巻く国際環境・国内政治状況などに関する重要な資料の公開が進み、現代史研究の対象となっている。この演習では英語に訳出された資料集を手がかりに、特定のテーマを設定してハンガリー56年革命史のいくつかの断面を描き出してみたい。資料集の性格から、取り上げることができるのは、各国の政策決定機関の議事録や政策決定過程に直接の情報を提供した外交官らの報告などに限られ、ハンガリー国内の革命状況そのものを扱うことはできないが、各国の政策決定者がどのような情報に基づいて、どのような理由で、どのような判断を下したのかを再構成することを試みる。取り上げるテーマは以下のとおりである。

- ・「革命発生以前のハンガリー共産党内闘争」
- ・「革命発生以前のハンガリー・ソ連関係」
- ・「ソ連の政策決定(1)——ポーランドの10月とハンガリーへの第一次介入」
- ・「ハンガリーの政策決定——10月28日の政策転換、30日の複数政党制復活宣言」
- ・「ソ連の政策決定(2)——10月30日のソ連政府宣言から31日の第二次介入決定へ」
- ・「東側諸国、各国共産党の対応」
- ・「西側諸国の対応とスエズ戦争」
- ・「ハンガリーの政策決定(2)——11月1日の中立化宣言」
- ・「革命の終焉——対抗政府の形成」

使用する資料は、以下の資料集から選び出すほか、参加者の意欲に応じて、適宜専門研究文献（日本語・英語）の参照も指示する。

Csaba BÉKÉS, Malcolm BYRNE, Janos M. RAINER (eds.), *The 1956 Hungarian Revolution: A History in Documents*, Budapest: Central European University Press, 2002.

演習は、テーマ毎に担当者がレジュメ（B4二枚～三枚程度）を作成して報告し、それに基づいて討議を行う形式で進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、自らテーマを選択して、資料を読み込み、報告をまとめることが必要となる。

＜教科書・教材＞

教材はこちらで用意する。各報告テーマに関する参考文献は、演習の中で別途指示する。56年革命全体に関する優れた概説として、演習参加者は事前に以下の書籍を購入して読んでおくことが望ましい。

リトヴァーン・ジェルジュ編『1956年のハンガリー革命——改革・蜂起・自由闘争・報復』田代文雄訳、現代思潮新社、2006年。

＜成績評価の方法＞

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

＜その他＞

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。学部・研究大学院と合併。

授業科目：西洋政治思想史 （4 単位）

責任教員：柳父 圏近

配当学年：M1・2年

開講学期：通年

週間授業回数：1回

(1) 授業題目

「デモクラシーとエーツの類型」

(2) テーマと概要

A.D. リンゼイは、近代デモクラシーは「プレインな人間」が形成されていることを必要な条件とするといい、キーンは近代デモクラシーと「ハンブルネスの精神」の関連を論じている。しかし近代のデモクラシーも、場合によってはきわめて攻撃的な事態や精神状況とも結びついてきたのではないだろうか。ではそれらの種々のエーツは、どのような社会史的・精神史的事情の下に登場し、また退場したのだろうか。いいかたを変えれば近代デモクラシーは、どのようなエーツとの関連で、どのように機能するものだろうか。

これらのテーマを検討し、デモクラシーとは何かを考える。

(3) 授業内容

演習形式で、上記の問題に関し示唆を与える内外の政治思想研究の論文を取り上げて講読する。毎回あらかじめ報告者と司会者のペアを決め、報告者の報告を整理して論点をつめ、これを全員で討議・検討する。授業は研究大学院と合併でおこなう。

(4) 評価

ゼミでの報告などの平常点とゼミ論とによる。

(5) 資料

M. Weber, Soziologie der Herrschaft (世良晃志郎訳『支配の社会学』)、A.D. Lindsay, Modern Democratic State, 『丸山真男集』、John. Keane, Violence and Democracy そのほかから、必要な論文を取り上げる。